

陸上自衛隊勝田駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書を持って申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入 (履行) 場所	納 期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合せの 日時	防衛省競争 参加資格	決定方式
1	強力吸引車運搬費ほか 3件	仕様書のとおり	8.11.12～8.11.20	8.7.29	8.8.5 10:00	8.8.5 10:00	なし	単価

- 4 単価 (税抜) により決定する。ただし、総品目の総価格で判断する。

- 5 市場価格調査提出期限：令和 8 年 8 月 4 日 10 時

- 6 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

見積書及び市場価格調査は FAX もしくはメールで提出可能

施設学校ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html>)

メールアドレス (fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp)

〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉 3 4 3 3 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班

電話：029-274-3211 直通 FAX：029-271-3130

契約担当：鈴木 (内線 274)

見 積 書

件名リスト一連番号	OC第116号
-----------	---------

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を除く)

品 名	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額
強力吸引車運搬費	仕様書のとおり	台	1		
汚泥処分費	仕様書のとおり	m ³	5		
汚泥分析費	仕様書のとおり	式	1		
サンプリング及び分析依頼代行手数料	仕様書のとおり	式	1		
諸経費 (内訳があれば行を追加してください)					
合計(税抜)					

納入(履行)場所	仕様書のとおり	納期(履行期限)	11.12～11.20
契約保証金	免除	見積書有効期間	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約(請)書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。また、当社(個人の場
合)、当団体(団体の場
合)は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

契約担当官陸上自衛隊施設学校
会計課長 村川 穰二 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者
連 絡 先

市場価格調査

品 名	規 格	単位	予定数量	単価	金額
強力吸引車運搬費	仕様書のとおり	台	1		
汚泥処分費	仕様書のとおり	m ³	5		
汚泥分析費	仕様書のとおり	式	1		
サンプリング及び分析 依頼代行手数料	仕様書のとおり	式	1		
諸経費（内訳があれば行を追加してください）					
合計(税抜)					

提出期限：令和8年8月4日（火） 10:00

提出先：陸上自衛隊施設学校会計課

直通FAX: 029-271-3130

直通mail: fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

住	社	所
会	表	名
代	者	名
担	当	者
連	絡	先

陸 上 自 衛 隊 施 設 学 校 仕 様 書

名 称	汚泥のサンプリング・分析及び強力吸引車による汚泥の収集・運搬・処理役務	仕様書番号	
		作成年月日	8. 7. 2 1
		作成部隊名	教育部建設技術教官室

1 適 用

本仕様書は、陸上自衛隊施設学校教育部で実施するさく井教育訓練で排出する汚泥のサンプリング、分析及び強力吸引車による汚泥の収集・運搬・処理役務について適用する。

2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において一部を成す物であり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

3 関連文書

(1) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）

[防装庁第121号(31. 3. 29)]

4 役務に関する要求

時期・場所

令和8年11月12日～11月13日（内1日）汚泥のサンプリング・分析

令和8年11月18日～11月20日（内1日）汚泥の収集・運搬・処理

勝田駐屯地西地区

5 作業内容（汚泥のサンプリング・分析）

さく井教育訓練で排出される汚泥のサンプリング及び分析。

(1) 検体採取及び分析要領

契約者側の採取及び分析要領によるものとする。

(2) 分析結果報告

契約者側は分析結果が出次第速やかに官側に報告するものとする。報告様式については貴社様式とする。

6 作業内容（汚泥の収集・運搬・処理）

(1) 契約の相手方が用意する運搬車両による廃棄物の収集処分を実施する。

その際官側より1名が作業に立ち会うものとする。車両については、約10tの汚泥を運搬することが可能な強力吸引車1台が必要であり、地方自治体の規定する要領において運搬・処理を行うものとする。

(2) 作業の条件（汚泥の収集・運搬・処理）

産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項及び第4項の規定による許可を受けた業者が、同法に基づき適切に収集運搬・処理するものとする。また、産業廃棄物収集運許可証及び産業廃棄物処分

許可証の写しを提出するものとする。

(3) 収集運搬処分条件

ア 収集運搬作業については、契約の相手方により実施するものとする。

イ 処分については、都道府県知事が許可した処分場に搬入し処分を実施する。
ただし契約の相手方により最終処分ができない場合は、法第4条第10項の基準に従い契約書に最終処分業者を明記し、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則」第8条の4の2、第10の6の3の事項を記載し許可証の写しを添付すること。

ウ 契約の相手方は、官側から委託された産業廃棄物の積載開始から最終処分完了まで法令等に定めるところにより適正に処理を行うこと。

7 検 査

検査は、本仕様書に基づき検査官が実施する。

8 管理事項

- (1) マニフェスト用紙は、官側が用意するものとし記載のもれがないよう記載するものとする。
- (2) 契約の相手方は、検査官立会いのもと廃棄物の積載に先立ち、マニフェストへの記載事項を確認後、積載を実施する。
- (3) 積載終了後は、廃棄物が残置していないことを確認したのち、マニフェスト A 票へ署名・押印したものを官側へ提出すること。
- (4) 契約の相手方は、各作業を安全かつ適切に実施し、処理完了後すみやかに社印受領印を押印したマニフェスト B 2 票、D 票及び E 票を提出すること。
- (5) 作業において疑義が生じた際は、官側と協議するものとする。また、本仕様書に記載されていない事項で当然処置すべき事項については、契約の相手方において実施するものとする。

9 秘密保全

契約の相手方は、本契約履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

10 その他

- (1) 収集作業については、係官立会のもと実施するものとする。
- (2) 作業実施の際、周辺等に損害を与えた場合は官側に報告し、官側の指示に従い契約業者の責任において速やかに交換処理するものとする。
- (3) 本仕様書に疑義がある場合は、官側と調整するものとする。

なお、本契約の履行にあたり、仕様書に規定されていない事項に関し、当然必要とされ、かつ、軽易な事項については、官側と協議の上実施するものとする。

11 細部調整先

施設学校 教育部 建設技術教官室 佐々木 029-274-3211 (内 5 7 2)